

此ノ被告人根○茂○ハ昨年七月七日頃精神ニ異狀アリタルヤ否ヲ被告ノ身體ヲ診察シ既往ノ經過ヲ參酌シテ鑑定シ其結果ヲ書面ニ認メテ提出スベキヲ以テセリ

是ニ由リテ此事件ヲ調査スルニ明治三十八年七月七日午後八時頃○縣○郡○村大字○十一番地平民農根○清○(四十四年)ガ隣家高○安○方ニ至ラントシ居宅臺所入口ニ於テ潛戸ヲ開キ頭ヲ屈シテ差シ出シタル時何者ノタメニヤ後頸部ヨリ切付ケラレ頸部左方ヨリ全頸部ノ横斷三分二強ヲ切斷セラレ僅ニ前頸部ノ軟部ニテ落チザル程ニ支エラレタリ加害者ハ戸口ノ左方ニアリテ清○ガ頭ヲ出スヲ窺ヒ一刀ニ切り下ゲシガ如シ

清○ニハ男ノ子一人アリ名ヲ茂○ト云ヒ明治十六年一月十日生ノモノナルガ當時家出シテ其當時同村同字百三十六番地木○佐○方ニ寄食シ居リシヲ以テ○駐在所巡査ハ清○ノ死ヲ告ゲナカラニ呼招キタルニ彼ハ父ノ斬仆レ居ルヲ見ルモ更ニ驚キ入りシ様子モナク其場所ヲモ一見セズ其舉動ハ清○ノ妻マ○茂○ノ妹ハ○スヲ犯人ハ恐ラク茂○ナラント認ムル程ナリシカバ警官ハ同人ニ就キテ取調べシニ戰慄シテ顔色ヲ變ジ言語曖昧ナルヲ以テ之ヲ檢スルニ面部及前頭髮ニ血痕ノ附著セルヨリ之ヲ○警察署ニ同行シ取調べシニ妻ノヨリ兩親ト不和ニナリ遂ニ殺意ヲ生ジ之ヲ遂ゲタリト自白セリ

抑被告茂○ガ何故ニ家出シ又何故ニ清○殺害ノ嫌疑ヲ受ケタルヤニ就キテハ少シク此ノ二人ノ父子ノ間柄ヲ尋究セザルヲ得ズ此ノ二人間ノ不和ハ既ニ久キ以前ニ胚胎シタルモノニシテ元來父清○ハ性質頑固ニシテ親類ニモ餘リ交際セズ屢脅迫ケ間敷コトヲ云ヒテ親類サヘ寄せ付ケズ其妻マ○ノ言ニヨル

モ「私も今日は追ひ出す明日は追出すと云はれ始終棒で打たれない許にして居たので今日は出て仕舞はふか明日は出ようかと思ふて二十年間一日も安んじな居た」ト云フ位ナルガマ○ノ清○ニ嫁スルヤ間モナク茂○ヲ産ミタルヲ以テ清○ハ之ヲ疑ヒテ事情ヲ搜リ茂○ハマ○ガ其ノ實家ニ在ルル意ノ人ノ家ニ泊リシコトアリシ時ニ出來タル子ナリトシテ之ヲ疎外ニシ冬ノ日ナドハ茂○ガ野良ヨリ晚ク歸リテ夕食セントスレバ清○ハ寢ルナリトテ食事ノ傍ナル燈ヲ消シ又ハ之ヲ持去ル等茂○ニ對シ苛酷ノコトヲナスヲ屢之アリ茂平モ到底家督相續ハ出來ヌコトト思ヒ清○モ茂○ノコトヲ「己の子でないから廢嫡して茂○の世話にならぬ」ト前々カラ云ヘリ從テ二人ノ間ハ不和ニテアリ三年前清○ハ茂○ノタメニ親族某ノ娘ヲ嫁ニ貰ハントセシニ被告ハ之ヲ欲セズ色々不服ノ旨ヲ父母ニ告ゲ甚キハ父清○ニ對シテ「己の嫁に貰ふなんて親父の妾にでもする積りで連れて來たのだな」ト云ヒシヨリ清○モ怒リテ一旦決メシヲ斷リタリ然ルニ明治三十七年中茂○ハ同村同字木○佐○○○次女ハ○(十九歳)ト馴合ヒ同年舊二月二十七日根○與○ノ媒酌ニテ妻ニ迎ヘ夫妻間交情ハ親密ナリシガ同人ハ怠惰ニシテ仕事ノ出來ザル爲メ茂○ノ父母ノ氣ニ入ラズ同年七月三十日同人ハ遂ニ里方ニ歸リ其後茂○ハ碌々仕事モセズ多ク家内ニ横臥シ居リシガ同年舊八月十八日ヨリ家ヲ出デ其後ハ自宅ニ歸ラズ木○佐○○○方飯○峯○方等ニ流寓シ人ヲ以テ夫妻ノ歸參ヲ詫入レシモ清○ニ聽レズ又一人妻ヲ捨テ、歸宅スルコトヲ欲セズ其後九月中清○妻ノ父飯○仁○其子幸○三十八年舊三月ニハ中村長石○慶○四月中ニハ組合ノ某モ茂○ノ爲メニ歸參ノ詫セシモ拒絶セラレ清○被害ノ當日モ鈴○幹○巡査ノ巡廻中石○貞○○

ナルモノニ清○頑冥ナレバ之ニ諭サンコトヲ請ハレ清○方ニ至レリト云フ被告モ此ノ如キ有様故平生ヨリ父清○ト仲悪ク常ニ『あの家を人に渡すのが残念だ』ト云ヒ居レリ
 被告ハ右ノ如ク明治三十八年舊八月の中ヨリ木○佐○○○方ニ在リシガ妻ノ兄木○方○郎ト共ニ農作ニ出デ手傳ヒ居ルモ何分仕事ガ手ニ付カズ(方○郎ノ言ニヨレバヨク働クコトモアリ働カヌイモアル)多クハ遊ビテ何モ爲サズ其内妻は○ハ妊娠シ婉期近ニアルモ歸參ヲ許サレズ更ニ佐○○○ニモ『妻が妊娠しても家へ歸れぬ様では大變だ』ト云フ様ニ見受ケラレタレバ佐○○○モ『決して心配するな如何かしても暮して行く事は出来る尙己れが決して見て居らぬから』ト忠告セルコトアリ清○殺害ヨリ十日許前農事多忙ナリシニ木○方ヲ去リ飯○峯○方ニ至リ五六日宿泊シテ木○方ニ歸リ來リ次ノ日ハ畑ヲ耕シ又次ノ日ハ小麥ヲ刈リ其次ノ日ハ何處ヘカ行キ二日程經テ即チ七月六日ノ晩ニ再ビ木○方ニ來リ七日ニ力○郎ト共ニ野良ニ行キシモ碌々仕事セズ山ニ行キテ遊ビ居タリ被告ハ同日午後八時半頃木○方ニテ寢所ニ入りシガ同十時頃○駐在所巡査ノ爲メニ呼ビ起サレ清○方ニ至リ尋キテ縛ニ就ケリ是日午後五時少シ前頃茂○ハ同村○巡査駐在所ノ附近ノ飲食店ニテ酒ニ合辨八本ヲ食シ其レヨリ木○方ニ至リ書院押入ニアリシ脇差ヲ携エテ我家ニ至リ父ニ斬付タルモノナリ
 上記記載ノ事實ニ由リテ考フレバ被告ハ被害者タル其父トノ間ニハ年來ノ不和確執アリテ互ニ恨ミ合居タルモノナレバ被告ガ此ノ兇行ヲナスニ至リタルニハ充分ノ動機アリト云ハザルヲ得ズ退キテ被告ガ自ラ辯解スル所如何ヲ見ルニ彼ハ曰フ『酒を飲んでから復歸の談判をする爲に父の家に至れり』平

素家へ入れて貰いたいと思つて居りし故酒を飲んで氣が大きくなつて佐○○○方の書院に刀のあるを知りそれを持つて實家へ驅けて行きました』酒に酔つて氣が大きくなり(嫁)に係らず私は前々から父に殘酷に扱はれて居たから人を頼んでも父は受けぬ故自身父の所に參り家に入ることを頼み若し父がさかなければ自害し様と思つて刀を取出したと、跡では考へらるゝ父に向ふ所存はなかつた』酒の爲めに氣が狂ふたので人の見定めもなく如何すると云ふ事もなく無闇にやつて仕舞ました』之ニヨリテ視レバ被告自身モ其當時父ニ對スル不滿ヲ以テ其兇行ノ原因トナセルモノナリ
 然ルニ被告ハ現時ニ於テハ同日午後五時飲食店ニテ飲食シ其處ヲ去リシヨリ後今日マデ父ヲ殺セリト云フコトハ覺ラレズ又考ヘラレヌト稱シ彼自ラハ酒ノ醉ニ乘ジ精神ニ異常ヲ呈シ遂ニ此ノ如キ親父殺害ノ罪ヲ犯スニ至リタルモノ、如ク辨解ス抑被告ハ家人(根○は○)ノ言ニヨレバ平生少シク酒ヲ飲メドモ好キナ方ニハアラズト云ヘド他人(飯○峯○妹)ノ言ニヨレバ明治三十七年舊十月頃ニハ酒ヲ飲ムト悪口シ錯亂スルト猪口器具ヲ毀スト傳聞スト云ヘバ平生酒量少ナキ人稍酒癖悪キ人ガ慣レヌ酩酊ノ爲メニ前後不覺トナリテ圖ラズ此ノ如キ兇舉ニ出デタルヤモ知ルベカラズトモ考ヘラレ得ザルニアラザレド明治三十八年七月九日天○警部ノ第二回本人調査ニヨレバ茂○ハ刀ヲ持行キシハ酒ヲ飲ミ夢中ニナリテナセシコトニテ『切り殺す積ではなかりしが刀を持つて我家に入り父親に談判せんと思つて表雨戸の處に居ると家の中より出て來た人があるから思はず持て居た刀で切てしまつた』ト云ヒ『切つたときは被害者は死んだか傷が出來たか其程は夢中で分りませんでした又逃るときは庭先に出

で、逃げた様でしたかどうもよく分りません清〇方へ行しときは跳足か草履を穿つたか其程は夢中故よく分りません』ト云へド刀ヲ持チ行キタルコト我家ニ近ク進ミ人ノ出デ来シコト兇行後衣服ノ置キ場所ナドニ就キテハ記憶ヲ存シ『刀は何にも包まず右手に携えて持ち行きたり』ト云ひ『木〇方を出で四丁許を田市の所を刀を抜きて左手に鞘を持ち右手に拔身を携えて父の家に至れり』ト云ヒ『父の家に行き様子などは窺つて居りません庇の下を通り大戸の所へ行た所が家の中から人が出て来たので直ぐ切つた』ト云ヒ兇行後ニ聞シテハ『刀は木〇佐〇〇〇方の屋敷内にある木を積みたる木小屋の後の麥藁の垣根の下へ入れ置きました』ト云ヒ『著て行つた紺の筒袖襦袢は逃げて来た道にて脱ぎて木〇方の臺所の竹竿にかけて置き肥料俵などに入れて便所の棚の上などに置た覺はありませぬ』ト云フヲ見レバ彼レガ多ク酒ヲ飲ミタル爲ニ全ク前後不覺トナリ知覺精神ヲ喪失スル程ノ状態ニアリシニハアラザリシコト明ナリ猶ホ木〇佐〇〇〇ノ言ニヨレバ茂〇ハ佐〇〇〇ガ寢テ居ル所ニ來リ『今夜親爺を打撲ぐつて来た』ト云ヒ『何で敲いた』ト問ヒシニ『彼所の脇差を盗み出してやつて来た』ト云ヒシガ如キ益以テ被告ガ彼ノ兇行ヲ敢テセシトキ全ク無意識状態ニアラザリシヲ知ルベシ

故ニ被告ハ現時ニ於テ兇行當時酩酊ノ爲メニ前後不覺ナリシ旨ヲ吾人ニ供述スルト雖ドモ而モ以上ノ如ク兇行直後ノ彼ノ供述ハ全ク之ニ相反シ被告ガ知覺精神ノ喪失ニヨリテ是非ノ辨別ナキ状態ニアリシニアラザルコト明白ナリ

然レドモ又之ヲ覆考スレバ被告ニハ醉狂以外別ニ精神障礙アリテ而シテ此ノ如キ兇行ニ及ベルニアラ

ザルヤ如何ハ第二ニ講究スベキ問題ナリトス

是ニ於テ被告自身ヲ取調スルノ必要ヲ生ズ其既往症ヲ尋ヌルニ被告ノ祖父(儀〇〇〇)竝ニ被告ノ甥飯

○峯〇ノ祖母や〇ハ其ニ精神病ニ罹リタルニヨリ被告ニ精神病ノ遺傳アルコトヲ知ルベク被告ハ性質溫和ニシテ人ニ賞メラルル位ナリト云ヒ酒ハ少シハ飲ムイアルモ之ヲ好ムト云フニアラズ教育ハ高等小學校第二年マデテ修業シ一回モ落第セシナク學科中理科及ビ體操ハ成績ヨカリシモ特ニ優レ劣リシ學科ナシ

既往症トシテハ二十歳ノトキごろはトビニ罹リ後略治セルモ爾來視力薄弱トナリタリ又其他ニ於テ被告ハ酒後ニ時々躁暴トナリ物器ヲ破壊スルコトアリト云ヒ又木〇方ニアリシ間風呂ニ入ラズ水ヲアビダリト云ヒ(是レカツテ或人ヨリ精神ヲ爽快ニスル效アリト聽キシニヨル)飯〇方ニ同居中農作ニ出ヅルニ勢ヨク働クコトアリ又遊ンデ居ルコトアリ又夜寝テカラ騒ギ廻リシコト二三回モアリ是ハ起キ上リ聲ヲ出シ歌ヲ唄フテ騒グナリ又夜十二時頃ニ起キテ家ニ歸リシコト又外出シテ三日位モ食事セズ歸來疲レテ寝ヌル程ノコトアリ又一度ハ被告ガ夜中峯〇方ヲ尋テ來リ兩戸ヲ叩キテ峯〇ノ親ニ『野郎起きろ』ト云ヒシコトアリ即チ被告自身ガ輕カラザル神經及ビ精神病體質ヲ抱有スルコト此ノ既往症ニヨリテ知ラルルナリ

此ノ如キ精神病體質ト被告ノ兇行トノ間ニ如何ノ關係アルベキヤ此ノ既往症ニアル如キ類似ノ症状ハ夢中遊行其他ノモノナレドモ此ノ如キ際ニハ其患者ハ人事不省ノ状態ニアルモノニシテ自ラナセシコ

トヲ知ラザルヲ常トス此既往症中ノ状態ガ果シテ是程ノ病態ナリシヤ否ヤハ不明ニ屬シ且ツ此ノ被告ノ兇行時前後ノ精神状態ハ却テ清明ニシテ甚ク溷濁セザルコトハ前文記述ノ如クナリ故ニ此既往症中ノ病態ハ被告ガ兇行時ノ状態トハ關係ノホトンドナキモノナリ

又被告人ノ現在證狀ヲ案スルニ被告ハ身長稍矮小體格強良榮養亦ヨシ頭顱ハ左側耳後上ニ於テワヅカニ壓平セラル頭髪ハ豐ニ生ゼリ顔面稍潮紅シ粉刺殊ニ側面ニ多發セリ瞳孔左右均中等大反應アリ舌ニ苔ナク震戰ナシ頸骨ハ長大ニ發育ス全身筋肉ノ機械的刺戟性増劇ス膝蓋腿反射及ビ腹壁反射著明ナリ全身ニ壓點及ビ痛點ナシ感覺ノ異常ナシ容貌ハ尋常ニシテ伶俐ナル人ト見エ又整肅沈著ナル如キ態度ヲ示ス目下智情意界共ニ異常ヲ認メズ記憶計算等學校習得ノ知識等皆相當ニ備ハレリ即チ余ノ視ル所ニヨレバ被告ノ身體ニハ榮養不良ニシテ爲メニ筋肉等ニ刺戟性衰弱アルノ他異常ヲ認メズ精神上ニ於テハ毫モ異常ナキモノト云フテ可ナリ

之ニヨリテ是ヲ觀レバ被告ハ重キ精神病ノ遺傳アリ又輕カラザル神經病質又ハ精神病質ヲ有スルモノナレドモ其現在ノ精神並ビニ身體ノ狀況ニハ毫モ異常アルヲ認メズ又彼ガ明治三十八年七月七日其親父ヲ殺害シタル當時ニモ毫モ其異常ナク少ナクモ其兇行ヲハ是等異常ニ基キタルモノト認ムベキ理由更ニナク又被告自身ハ其兇行ヲ自己不知シテ爲セルモノト辨解スレドモ是レ又調書ニヨリテ承認スベキモノニアラザルモノト推知スベシ

故ニ余ハ左ノ如ク鑑定ス

一。被告人根○茂○ハ時年七月七日頃精神ニ異常ヲ呈シ居ラズ

此ノ鑑定ハ明治三十九年四月二十六日著手シ同十二月一日完了ス鑑定ノ方法トシテハ被告人根○茂○ノ診察及ビ其被告事件ノ裁判記録ノ調査ヲ採リタリ

東京市小石川區關口臺町二十一番地

鑑定人 吳 秀 三

明治三十九年十二月一日

右鑑定書提出後○○控訴院刑事第三部ハ明治四十年一月十九日ノ公判ニ於テ審理中辯護人ヨリ此鑑定ハ其方法不當ナルノミナラス不親切ニシテ要領ヲ得ズトノ理由ヲ以テ再鑑定ヲ請求セシモ容レラズ思慮ノ申請ヲナシ尋キテ又大審院ニ抗告セシモ明治四十年十月十五日刑事訴訟法第二百六十一條第一項ニヨリ抗告ノ理由ナキモノトシテ被告ハ控訴棄却ノ言渡ヲ受ケタリ

第三十三例 窃盜犯被告人八〇秀〇精神狀態鑑定書

(一) 右被告人ハ明治三十九年十月十四日午後四時頃○○區○○町八番地古物商神○房○郎方見世向

ニ陳列シ置キタル根ツケ付煙草入一個ヲ窃取シ逃走セントスルヲ被害者ニ發見セラレ同番地路次内ニ逃ケ込ミタルヲ取押ヘラレタルモ反抗シテ窃取シタル煙草入一個ヲ其場ニ打チ捨テ且携帶シ居タル自巳所有ノ木綿縫取り表ノ紙入レ一個外五點ヲ遺留シテ其場ヲ逃去シタリ

(二) 被告人ハ明治三十九年十月二十七日午後五時頃〇〇區〇〇町八丁目五番地陶器商芝〇タ〇方見世先ニ陳列シアリタル陶器製飯蒸シ一個價格金四十錢ヲ窃取シタリ

(三) 被告人ハ明治三十九年十月日不詳〇〇區〇〇町邊ノ氏名不知古物商ノ店頭ニ置キアリタル竹行李一個ヲ窃取シ又〇區〇〇橋附近町名不知ノ道路ニ於テ住所氏名不知十歲位ノ子供ガ玩ヒ居タル陶器製標札一個ヲ窃取シテ山〇幸〇郎ニ預ケ置キタリ(淺草警察署司法警察官警部山本誠ノ意見書ニ據ル)

右被告事件ニ對シ〇〇地方裁判所第一刑事部裁判長判事今〇恭〇〇ハ明治三十九年十二月二十日余等ニ命ズルニ右被告人八〇秀〇ニツキ其精神狀態ヲ鑑定スベキヲ以テセリ

鑑定事項

- 一。被告人八〇秀〇ハ精神病者ナリヤ否ヤ
- 二。被告人八〇秀〇ハ精神病者ニアラストスルモ老衰ノ結果知覺精神喪失ノ狀態ニアルヤ否ヤ
- 三。被告人ノ本件竊盜行為ハ精神病タルガ爲知覺精神喪失中ノ行為ナルヤ否又老衰ノ結果精神薄弱ヲ來タシ知覺精神喪失中ノ行為ナリヤ

以上

之ニ因リ余等ハ明治三十九年十二月二十日ヨリ同四十年三月十日ニ至ルノ間ニ於テ被告人ノ在監所タル東京監獄署ニ數回出張ノ上親ク被告人ノ精神狀態竝ビニ身體症狀ヲ診察シ被告人ノ調書各證人及ビ參考人ノ申立ヲ參酌シ鑑定書ヲ作ルコト左ノ如シ

被告人

出生地 〇〇縣〇〇市〇〇〇

本籍地 〇〇〇郡〇〇村千九百二十番地

現住所 〇〇區〇〇町四十番地山〇幸〇郎方

〇〇縣士族 八 〇 〇 〇

天保九年正月二十六日生

甲 遺傳歴

父ハ五十八歲頃死シ(病名不詳)母ハ六十七歲頃虎列拉ニヨリ斃レタル外祖父母系、曾祖父母共ニ遺傳ヲ尋ズルニ由ナシ

被告ハ七人ノ兄弟中其第六子ニシテ兄(第五子)一人本年七十六歲ノ高齡ヲ以テ健存スル他長兄(十五歲病名不詳)長姊(七十八歲病名不詳)次兄(七十六歲疫痢)次姊(十五歲病名不詳)一弟(六十二歲病名不詳)皆被告ニ先タチテ死セリ

被告ノ長男ハ五歲(病名不詳)長女二歲(頸部ノ腫瘍)ニテ死シ次男一人健存スルノミ(被告ノ自告)

以上ハ被告ノ記憶ヨリ呼ビ起サレタルモノナルガ被告ノ實兄川○眞○ガ明治三十九年十二月八日○
○地方裁判所第一刑事部法廷ニ於テ今○裁判長ノ尋問「被告の血縁中に精神病者はないか」ニ對「あ
りませぬ」ト返答セシニ據ルモ亦被告自身ノ言ニ徵スルモ精神病ノ遺傳ハナキモノノ如シ

乙 既往證

被告ノ兩親ハ生來健全ノ方ニシテ共ニ酒ヲ嗜マズ母ハ被告懷妊中曾テ疾病ニカカリシコトナク其出產
ハ安易ナリシ被告ノ小兒期ニハ別ニ腦症狀其他精神身體ノ發育異常ヲ認メザリシガ二歳ノ時可ナリ重
症ナル天然痘ニカカリシコトアリ
破瓜期ニハ健全ニシテ記載スベキ程ノ疾病及ビ異常ナカリキ
成年期ニ入テヨリ專ラ擊劍、鎗術、柔術、馬術等ニ身ヲ委テ二十八歳ノ時武道ノ指南役トナリ食祿二
三百石ヲ賜ハリシト云フ從テ頭部ヲ打撃シ或ハ身體ヲ過勞セシコト等其幾何ナルヲ知ラズ殊ニ二十二
三歳ノ頃槍ヲ以テ強ク顔面ヲ突カレ上齒三枚ヲ折リシコトアリト云フ其レヨリ痛ミテハ抜ケ抜ケシテ
今殘ス所ノ齒ハ一枚モナシ明治五年ニ至リテ武道指南役ヲ免セラレ(被告ノ言)池○家ノ夜番トナリ勤
續數年ニ及ビシガ元來腦惡シキ爲夜番モ斷ハラレタリト云フ(實兄川○眞○ノ言)
是ヨリ先二十七歳ノ時麻疹(被告ノ言)二十八歳ノ時傷寒(被告ノ言)ニカカリ可ナリ重篤ナリシマアル
モ醫治ニヨリ漸次恢復セシガ又同年淋病ヲ患ヒシガ是ハ輕症ニシテ治シタリ其他急慢性ノ疾患ニ罹リ
シコトナシ(被告ノ言)「八田は元氣自慢の男で平素笠を被らずに出歩ひて居りました」トノ谷○金○

郎(被告ノ養父)ノ言ニ徵スルモ成年期ハ概シテ壯健ノ方ナリシモノノ如シ

被告ハ飲酒ヲ好マズ偶々酒盃ヲ口ニスルコトアレバ一合ノ量ニ堪ヘズシテ酔ヒ顔面潮紅スル程ナリ
氣質ハ堅忍ニシテ敢テ小膽ト言フニハアラザレドモ時々癪癪ヲ起スコトアリシト云フ
父母ノ手許ニ育チ養育ハ寛大ナリシ

十二三歳ノ頃ヨリ孝經大學中庸論語孟子文選日本外史等ノ句讀ヲ學ビ成績ハ中等品行ハ方正ナリシ
二十二歳ノ時○縣○○市○○町二十八番地某家ニ養子トナリ二十八歳ニシテ妻ヲ迎ヘシガ舅姑ノ意
ニ投ゼザリシタメ同居スルコト約二年ニシテ離婚シ三十六歳ニシテ再ビ妻ヲ娶リ夫婦間ノ交情善カリ
シモ其妻五十九歳ニシテ肺病(被告ノ言)ノタメ斃レ爾來配偶ナク獨棲セリ

以上既往症ハ徵スベキ記録材料ナク又據ルベキ近親ノ陳述ヲ得ザリシカ故ニ主トシテ被告自身ノ口
供ニ據シモノナレハ眞信僞俄ニ判スベカラズト雖モ須ク參考トシテ附記ス

丙 現在症

體長ハ百五十七仙迷ニシテ體重ハ十二基瓦半。血行狀態略普通ニシテ骨格ヨク皮下脂肪織中等度ニ發
育シ榮養敢テ不良ナラズ
脈搏ハ一分間平均數八十至ニシテ整、大、硬、緊張中等
食慾ハ頻ニ亢進シテ食後一二時ヲ過ギザルニ既ニ食ヲ欲シ晝餐夕餐ノ定期ノ餐時ヲ待ツ能ハズト云フ
睡眠ハ熟セザルニアラザルモ利尿頻繁ノタメニ妨害セラレ且ツ寒意肌ヲ襲フ等ノタメ終宵夢裡ニ經過

スルコトアリ而モ翌朝ニ至ルヤ其夢ミハ何々ナリシカ追想スル能ハズ
頭顱ヲ測定スルニ

周圍	五四・〇仙迷	耳後頭圍	二四・〇仙迷
耳前頭圍	三〇・〇仙迷	耳顱頂圍	三四・〇仙迷
耳下顎圍	二九・六仙迷	前後徑	一八・五仙迷
左右徑	一五・〇仙迷	鼻根後頭圍	三六・〇仙迷
耳孔徑	一二・〇仙迷	耳孔鼻棘徑	一二・〇仙迷
耳高	一一・一仙迷	前頭骨額突起徑	一一・〇仙迷

八一・八

頭顱ハ短顱ニ屬スル外左方ノ顱頂部稍壓平セラレ右方ニ比シテ穹窿ノ度少ナク又外後頭結節ノ位置ノ著シク下方ニアリ頭上ニ癩痕ナク又損傷ヲ認メズ

頭部ノ毛髮ハ周圍ニ殘存シテ前頭部ヨリ後頭部ニ至ル間ハ粗鬆ト言ハンヨリ寧ろ禿頭ニシテ皮膚ヲ露出シ所々蒼白色ノ斑痕ヲ褐色ノ皮膚上ニ認メ髮ハ銀毛ヲ交ヘテ黑白相半セリ

顔面ハ修長ニシテ左右殆ント均等ニ發育セルモ皺襞一般ニ多ク殊ニ蹙眉アルヲ以テ容貌ヤヤ愁狀ヲ帶ビ鼻下及ビ頤部ニハ疎ニシテ短キ半白ノ鬚髯ヲ生ジ兩頬ハ瘦セテ陷凹セルタメ額骨獨リ高ク突起ス眼裂正常ナリト雖モ上眼瞼稍下垂ノ狀ヲ呈シ眼ハ常ニ涙液ヲ浮ベ濕潤ニシテ光澤ナク眼球結膜時ニヨ

リ甚充血スルコトアリ

角膜周邊ハ一二密迷ノ厚サニ灰白色ノ輪環アリ以テ角膜縁ヲ周圍シ輪ノ外縁ハ判然タレドモ内縁ハ模糊トシテ漸次健部ニ移行セルヲ認ム所謂老人環ト名付クベキモノナリ

眼球運動ニハ異狀ナシ

瞳孔ハ左右均等ナレドモ著ク縮小シテ對光反應調節反應共ニ明カナラズ

鼻ハ稍大ナリト雖モ別ニ畸形ナシ耳形ハ略ボ普通ナルモ右耳ハダーウイン氏尖ヲ呈ス

齒牙ハ悉ク脱落シテ一本ヲ餘サズ齒槽ハ相ヒ連リテ深キ溝ヲ印ス口蓋ハ稍淺夷ナル觀アリ舌ニハ振戰歪斜ヲ認メズ舌上輕度ノ暗褐色ノ苔アリ

音聲ハ尋常ニシテ嘔嘶震盪等ナシ時トシテ發音ノ不明ナルコトアルモ畢竟齒牙脱落ノ爲ニ然ルニテ言語ノ障礙アルニアラズ

打診聽診上胸部心臟肺臟ニ著キ變化ナキモ肺動脈第二音稍亢進シ左心室部多少擴張ス

胃腸肝臟又異常ヲ認メザルモ利尿頻繁ニシテ夜間少クモ三四回多クハ七八回モ便所ニ行クト云フ加フルニ被告ハ每常眩暈ヲ訴フル他今ヨリ六年前ニハ一度卒倒シ約四時間餘人事不省ナリシガ漸次醒覺セルニモ拘ハラズ運動不自由ニシテ凡ソ拾壹日間病牀ニ臥セリト云ヒ又被告ノ言ニヨレバ彼ハ僅少ノ勞動ヲナスモ心悸亢進シ倦怠ヲ覺エ後頭部痛ミ眩暈シテ時ニ倒レントシ視力著ク減弱セリト云フ且又尿ヲ検査スルニ少量ノ尿白アリ是ニ由テ之ヲ觀レバ被告ニハ腎臟機能ニ障礙アリテ醫學上ノ所謂慢性

萎縮腎ニ罹レルモノナルベシ
 肘腺頸腺鼠蹊腺等ニ腫脹ナシ
 脊柱ハ胸椎ヲ通ジテ著シク後彎シ龜背ヲ呈スルモ腰椎ハ之ニ反シテ甚ク前彎ス壓痛打痛等ナシ
 脊柱ノ兩側ニ沿フテ大ナルハ五十錢銀貨大小ナルハ小指頭大ノ癩痕アリ點灸ノ痕ナリト云フ
 視力ノ減弱甚クシテ眼前七八寸ヲ距リテ四號活字ヲ讀下シ得ズ老眼鏡ニヨリテ僅ニ日常ノ書寫ヲ辨ズ
 聽覺ニハ著キ障礙アリ殊ニ右耳ニ甚シ試ニ懷中時計ノ響ヲ聽カシメシニ時計ヲ外耳ニ全ク接觸セザレ
 バ其響ヲ聽取シ得ズ左耳又重聽ナリト雖モ右耳ニ比スレバ稍輕シ被告ノ言ニヨレバ四五年前ヨリ時々
 右耳痒クシテ濕潤ヲ覺ユルコトアリシガ漸次重聽ヲ來タシ終ニ今日ノ状態ニ陥レリト云フ鼓膜ハ少シ
 ク溷濁セルモ穿孔等ヲ認メズ被告ノ言ニヨレバ『蟬が十四五羽居つて鳴くように時々耳が鳴り同時に
 後頭部が痛みます』ト云フ
 嗅覺ニ異狀ナシ味覺ニモ異狀ナシ
 觸神計ヲ取テ試ニ觸神ヲ檢スルニ顏骨ノ上緣部ニ於テハ兩側共ニ著シク鈍ク其兩脚距離ニ仙迷以上ナ
 ルモ尙ホ其觸部ハ一個ト感受ス
 上下肢ノ發育及榮養尋常ニシテ左右均等ナリ運動機能ハ敏活巧妙ナラズト雖モ別ニ異狀ナク手指ニハ
 微細ノ振顫アリ兩上肢ノ前膊内方ニハ紫褐色ノ斑紋ヲ認ム想フニ是ハ火鉢ニヨリ暖ヲ取ルタメナラン
 書體ヲ檢セント欲シ筆紙ヲ與ヘテ被告ノ住所氏名ヲ余等ガ目前ニ於テ書センコトヲ命ゼシニ視力減弱

ノ故ヲ以テ之ヲ拒ミシモ再三強フルニ及デ筆ヲ執リ險裂ヲ狹クシ眉間ニ皺襞ヲヨセ澁滯ナク一氣ニ書
 寫シ得タリ別紙ハ即チ是ナリ(省ク)筆法巧健ニシテ文字ノ脱落書態ノ振顫失調等ノ如キ著變ナシ
 下肢ノ運動ニ至リテハ歩行ノ際躓キ易キ傾向アルモ麻痺失調振顫等ナク關節ニ異常ナシ兩足背ニ一錢
 銅貨大ノ角質硬化アリテ二三隆起セリ俗ニ所謂すはりだこト稱スルモノナリ
 膝蓋腿反射ハ活潑ナルモ足現象、バビンスキー氏現象等ナシ
 閉目シテ足先ヲトテ兩上肢ヲ軀幹ニ沿フテ自然位ニ下垂セシメ直立セシムレバ多少動搖シテ不安ノ模
 樣アリ
 上下肢ニ於テ痛覺觸覺共ニ異常ヲ認メザルモ被告自身ハ常ニ『びりびりしびれ居る』ト云フ腓腸筋ニ時
 トシテ壓痛アリ浮腫ナシ
 身體症狀中自覺ノ主訴ハ重聽、頭痛、眩暈、視力減弱、食氣亢進、利尿頻繁等ナリトス
 丁 精神症狀
 感情 顔貌ハ多少愁色ヲ帶ブルモ憂鬱ニ至ラズ余等ト對談中相當ノ溫容ヲ以テ感愾ニ應對ス只話頭ノ
 被告事件ニ至ルゴトニ『この齡をしなから一代の耻一生の悪いことをしまして面目もありません』ト音
 聲ヲ振ハシ涙ヲ流シテ歎歎スルヲ例トシ之ヲ慰諭スレバ『平素は涙もろい方ではなかつたのですが少
 しのことに涙が出て困ります』ト云フ然レドモ其身ノ將來及ビ犯罪以前迄ノ境遇ニ就テハサマデ苦慮
 スル模様モナシ試ニ被告ニ『氣分は善きや悪きや』ト尋ヌレバ『鬱きがちで困りますが時としては大

變善いことあります又場合によりては些細のことが氣にかかりてこまります』ト答フモ數回ノ應對ニヨリ得タル觀察ニテハ感情ノ換リ易キ人物トモ思ハレズ

意識及認識(指南方) 被告ハ自己ノ生年月日、氏名、現住所、本籍地、出生地等ヲ誤リナク答へ現在ノ場所ガ監獄署ニシテ何故カカル所ニ消光スベキ身トナリシヤ又余等ノ醫師タルコト及ビ周圍ノ事物等ヲ明識シ得ルモ時日ニ關スル指南方ハ極メテ不良ナリ例ヘバ『いつごろ入監したるや』ノ問ニ答ヘテ『そうです十一月二十七八日頃で在監凡そ五十日近くになるかと思ひますがこんなことを忘るるには困ります』ト云ヒ法廷ニ出デシハ何月何日ニシテ余等ノ其時同法廷ニアリシヲ知レリヤノ問ニ答ヘテ『鑑定人どやらの二人が居りしをしるも顔を見覚えませんが又其日ハ何日なりしか忘れてしまいました』ト云ヒ第一、二、三犯ノ時日ヲ問フニ何レモ不確實ナリ被告ハ又能ク人ヲ誤認シ或ハ平素往來シ慣レタル道ヲ行き過マリ路頭ニ迷フコト屢アル他實兄川○直○明治二十九年十二月八日地方裁判所第一刑事部法廷ニ於テ裁判長ニ答ヘテ『年老いた爲か六七年前より腦が悪いようになつて同人の言ふこと少しも當にならぬようになりました』ト云ヒ同時ニ參考人谷○金○ガ裁判長ノ『被告は近來精神が怪しい事はないか』ノ尋問ニ答ヘテ『さよう被告は骨董が好きでありますが近頃他人に偽られて金を取られたり又道具類も他人の物だか自分の物だか見分が付かぬようであります』例ヘバ『未だ自分のものにならぬのに自分の物であると申して持ち歩いたり何かして妙な事が多くあります』ト云ヒ或ハ『左様私等より成るべく外出せぬ様に申聞かせ置きますにも拘はらず何の用もなく唯出歩いて二日

許りも歸らぬ事は毎度あります』又池○家の夜番をして居たのも是等のために断はられた様な譯であります』ト云ヒ又被告自身ハ『只時々ぼうとして途中で何のために此處に來たのか分らないことがあります』ト云ヘル等ヲ以テ觀ルモ被告ノ意識ハ清明ニアラズシテ却テ少シク冥茫タルコトヲ證スルニ足ル

記憶力 舊キコトニ關スル記憶ハ比較的善キモ近時ニ關スル記憶ノ障礙ハ殊ニ顯著ナリ例ヘバ

『十二支を數へ見よ』

答正

『十干は?』

『甲、乙、丙、丁……他は覚えません』

『〇〇より東京迄の道中にある有名なる驛の名は?』

『宮、桑名、小原、姫路……(此ノ間暫ラク頭ヲ捻テ獨語シツツ考ヘ)……平福、三島……國ハ何れに屬するか知りません……(箱根……(國はしりません……)明石、東京』

『被告の藩主は?』

『〇〇〇〇さんの弟で〇〇〇〇の守と申し今の藩主は池〇〇〇〇さまと申し〇〇〇〇の分れです』

『武道の師範を止めて後は?』

『明治五年より拾四年迄五千六百町歩許の開拓に従事しましたが思ふようにならず種々心配したものですから其れよりやたらに何かを忘るるようになりました』

『今年は何年の何年？』

『明治四十年で亥の歳でしょう』

『亥の歳でなく未の歳である』ト教ユレバ『そうですかいなー』

『日本一の高山は？』

『富士山次は加賀のなにやら言ひます。よく言ふことですかどうわすれしてどうもできません』

白山だらう』ト云へば『そう〜今覺へ出さんとした處だった是だから困ります』『次は何處かしら』『覺えませんが』

『天龍川は何國？』

『道中ですがそう……そんなことはさつぱりいけません忘れてしまつて子供よりひどうござんす』

『筑波山は？』

『さう言ふ處ですか……じきに忘れてしまつ……あれは……』

『三府は？』

『東京、大坂、西京』

『五港は？』

『横濱、神戸、長崎……覺えん』

『犯罪したる日は？』

『覺えませんが瀬戸ものは馬道で取つたと思ひます行李だけは何處で取つたか分りませんが又ある唐金の橋の處で知らない子供よりせとの標札をもらつたことがある今迄は人に頑固だと云はれた位堅かつたが、ふいと煙草入瀬戸物行李(古道具屋から)を三度に取りました北海道より歸へつた後四五人の悪意のものにだまされて金を貸したら返へさず衣類は盗まれるし其皆だまされて取られました東京は酷い處だと思ひましたこんなことからフイと悪いことをしたのでしよう後で考へて悪いと思つたが返へす家が分らなくつて半日もさがしたが何處の何と云ふ店で取つたのか分りませんでした困つて取つたものではありませんが時々ボートとして何のためにこうしたのかわからんことがあります又聞たことを善く忘れ用なきことを覺えて居つたり、覺えて居らうと思つたことを忘れてしまひます』

『今日は何曜日なるか又七曜とは？』

『知りませんが』ト云フ故、日、月、火、水、木、金、土ヲ七曜ト云フヨシ教ヘテ後更ニ之ヲ言

ヒ見ヨト命ズレバ或ハ脱漏シ或ハ前後シ遂ニ之ヲ全ク言ヒ得ザリキ

領解力辨別力等又不充分ナリ例ヘバ言語障礙ノ有無ヲ檢センタメ『るりもはりもてらせばひかる』ト再三被告ニ言ヒ聞カセ然ル後之ヲ言ハシムルニ尙之ヲ真似シ得ズ又色々ノ問ニ對シテ關係ナキコトヲ答フルコトアルハ被告ガ重聽アルニモヨルヘケレド半ハ又領解力ノ不良ナルニ歸スベキモノナリ又自分

ガ他人ヨリ所持ノ物品ヲ欺取セラレタル結果東京ハ酷イ處タト感ジ遂ニ人ノ物ヲモ窃取スルニ至リタルコト及ビ他人ノ物ト自身ノ物トノ辨別ナク之ヲ自分ノモノナリトシテ持チ歩ク等ノコトアルハ辨別力ノ缺乏セルヲ證スルニ足ル

注意力又減退セリ余等ガ机ヲ打チ或ハ牀ヲ踏ミナラヌモ敢テ之ニ氣ヲ止メズ一向平氣ニシテ見ルトモナシニ顔ヲ窓ノ方ニ向ケ居リ或ハ監房内ニ於ケル模様等ヲ尋ヌルニ「同房者は取つたのはつたのど悪事のことのみを話し居るがうるさくてなりませんから耳を傾けては聞きません」ト答ヘタリ

計算能力モ不確ナリ例ヘバ五三ヲ乘スレバ「四十五」ノ答ハ正キモ四十五ヨリ七ヲ減ズレバ「三十九」三十九ニ七ヲ加フレバ「四十八」等ノ誤算ヲナシ輕易ノ加減乗除ニ長キ時ヲ要ス被告自身ハ曰ク「算術は知りませんから早くては出来ませんゆつくり考えればどうか出来ます」ト而モ長クゆつくり考ヘシメシニ拘ハラズ誤算ノ度ハ以上ノ如ク然ルナリ

意志及行爲 自爲ノ行動ハ余等ノ目前ニ於テハ左マデ異常ヲ認メズ即チ看守ニ伴ハレテ診察室ニ入り來ルヤ舉動ハ緩慢ナレドモ靜穩ニシテ相當ノ挨拶ヲ述ベ言語動作態度等ニ變常ナク行爲ニモ制止アルヲ認メズ次ニ意志ノ障礙トシテ精神病者ニ見ルガ如キ反響言語反響動作ト稱スル症狀モナク拒絶症モナシ然レドモ其意志ノ活動ニ就キテハ聊カ間然スル處アリ即チ對談中余等ノ質問ニ答フルニ勉メテ其事實ヲ正確ニ回想シ首尾ヲ順序シテ答ヘントハセズ「そんなことは若き時は善く覚え居たるも今はとんと忘れてしまふに困ります」或は「知りません」ト云ヒテ強テ其餘ヲ語ラントモセズ時々放還ヲ請

求シ食慾亢進等ヲ訴フル外他ニ慾望主張等ナシ又被告ハ「元〇〇家の藩士で劍術鎗術の指南をなし維新後も〇〇に雇はれて居りましたが近來は腦が悪い様子で何事にも役に立たぬ様になり断はられ」ハ〇は元氣自慢の方で平素笠も冠らずに出歩いて居ました「近來は成るべく外出せぬ様に私等より申聞かせて置きますのにも拘はらず何の用もなく唯出行て二日許も歸らぬ事は毎度あります」(以上證人谷〇金〇〇ノ言)等ハ畢竟其人ノ智力界ニ關係スルコトナルベシト雖モ前後ヲ參酌シテ考フレバ被告ノ意志及ビ行爲ハ元來頓ニ減弱シタルモノト認メザルヲ得ズ

幻覺妄想ハ之ヲ認ムルヲ得ズ

色慾 異常ヲ認メズ

以上列舉セル如ク被告ハ〇秀〇ノ遺傳既往症及ビ現症ヲ參考シテ審理スルニ系統ニ於テハ精神病自殺犯罪者結核病等ノ如キ遺傳ノ徵スベキモノナシ

既往症中ニハ二歳ノ頃かなり重症ナル天然痘ニ罹リシコトアルモ現時痘痕ヲモ認メズ長シテ麻疹ニ罹リ麻病ヲ煩ヒ傷寒(?)ヲ患ヒシト雖トモ後來ニ禍害ヲ殘セシ程ノコトナク壯時品行方正ニシテ武道ノ師範ニモ昇進シ元氣自慢ノ方ナリシヲ以テ察スルモ精神身體ノ發育ハ健全ニシテ異常ナカリシカ如シ微毒ニ至リテハ既往ニナク現時ニモ其徵候ヲ認メズ

ニ『二十三歳ノ頃槍にて突かれ上齒三枚を折り其より引續き齒か痛みては抜け痛みては抜けて早く既に一枚の齒牙をも留めずなりました』ト語ルガ如キハ齒牙ノ資質特ニ脆弱ナリシコトヲ認ムベク又齒牙ノ存否ハ消化器ニ影響シ老來身體ノ頓ニ衰弱シタル基礎ヲナスニ足レナリ被告ガ現時頭痛眩暈睡眠不足等ヲ訴フルハ固ヨリ生理的の老衰ノ結果ニヨルベキモ又多少是等ノ影響ヲ受ケシニモヨランカ被告ハ又六年以前ニ卒倒シ約四時間餘人事不省ニ陥リシコトアリ現ニ今脈管硬化症ヲ認ム蓋シ脈管ノ硬化ハ大酒家ニ多シト雖モ飲酒セザルモ老年ニ至レバ起ルモノニシテ腦病ニハ大切ナル關係アリ即チ其硬化ハ腦動脈ニ及ビ其結果腦出血ヲ起スコトアルモノナリ被告ノ一時卒倒シタルモ亦之ニ原因セシニアラザルカ然レドモ腦出血ニ就キテハ急激ナル現象ノ去リシ後モ持續的ナル定型の電症候ヲ認ムベキ筈ナルニ今被告ニハ之ヲ認知スルニ由ナク且其當時ニ於ケル症狀詳明ナラザルヲ以テ俄ニ判斷シ得ズト雖モ被告ニハ今現ニ動脈硬化ト萎縮腎トノ症狀アルヨリ想ヘバ其當時ノ卒倒ハ動脈硬化性萎縮腎ヨリ起リシモノト斷スルノ至當ナルヲ見ル蓋シ本症ノ發生ハ極メテ徐々ニシテ又尤モ數々腦出血ノ原因トナレバナリ果シテ然ラバ唯是ノミニテモ精神障礙(記憶障礙、癡鈍、興奮、抑鬱、妄覺、不安、譫妄、妄想)頭痛、眩暈等ヲ將來スルニ至ルナリ

身體症狀中畸形ト認ムベキハ頭形ノ短顛ニ屬スルコト左方顛頂部ノ稍壓平ナルコト右耳ノダーウィン氏尖ヲナスコト左右耳高ノ異ナルコト等ナルガ重聽、老人環、視力減弱、瞳孔縮小、齒牙脫落、構音不明、手指振顫、脊柱ノ彎曲、睡眠不足、利尿頻繁、頭痛、眩暈、食氣亢進等ノ諸症ヲ被告ニ認ムル

コト明白ナリ抑是等ノ症狀ハ何レモ高齡ニ至レバ生理的ニアラハルモノナリ況ヤ被告ハ齡既ニ七十歳ナルヲ以テ考フルモ其身體今ヤ老衰ノ状態ニアルコト聊カ疑フベクモアラザルナリ

翻テ被告ノ精神状態如何ヲ考スルニ『鬱ぎがちで困りますが又大變善いこともあります』『平素は涙脆くはない方でしたが少しのことに涙が出て困ります』ト云ヒ現ニ對談中ニモ或ハ爽快ニ或ハ感極ツテ泣クガ如キコトアルハ所謂感情ノ不定ニシテ動キ易キヲ證スルモノナリ又『近頃他人に偽られて金を取られたり道具類を他人の物だか自分の物だか見分けが付ぬよう未だ自分のものにならぬに自分の物であるを申して持ち歩いたり何かして妙なことが多くあります』『何の用もなく唯出歩いて二日許りも歸らぬことは毎度あります』等ノ證人ノ言ニヨリ又鑑定人ガ親ク對談シテ知り得シコト(被告ガ犯罪ノ日ヲ忘レ、人ニ偽ラレタル結果東京ハ酷イ處ダト思ヒ己モ人ノ物ヲ窃マントシタル等)ニヨリ考フレバ被告ガ意識ハ清明ナラズシテ溷濁シ判斷辨別ノ力モ衰弱セルヤ炳乎トシテ明カナリ其他舊事ノ記憶ハ比較的善キモ近事ノ記憶ハ著ク障礙セラレタルコト注意力ノ減退セルコト計算能力ノ不確ナルコト意志及ビ行爲ノ薄弱ナルコト等ハ被告ガ精神ノ健全ナラザルコトヲ證シテ餘リアリト云フベシ

以上述ベシ所ノ精神、身體症狀ヲ綜合シテ一考スルニ被告ノ精神状態ハ未ダ之ヲ全ク尋常ナリトモ云ヒ得ザルナリ若シ假リニ以上ノ諸症ニ加フルニ妄想妄覺等ノ顯著ナル障礙ヲ以テセハ専門家ニアラザル人モ尙能ク其狂者タルヲ認識セン

余等ガ今之ヲ精神尋常ニアラズトスルノ理由ハ左ノ如シ

- 一。被告ハ身體症狀中現ニ畸形ヲ有ス即チ頭顱ノ短顱ナルコト、左顱頂骨ノ壓平ナルコト、右耳ニダーウイン氏尖アルコト、耳窩ノ左右不同ナルコト是ナリ
- 二。被告ノ既往症中ニハ曾テ卒倒シ四時間ノ長キ人事不省ニ陥リシコトアリ是ハ被告ノ言ニシテ遽カニ信ズベカラズトスルモ現在ニ於テ動脈ノ硬化萎縮腎(頭痛、眩暈、利尿頻繁、倦怠、視力障礙、蛋白尿、左心室多少擴張、僅微ノ勞働後ニ於ケル呼吸促迫等)ノ疑アルヨリ考フレバ或ハ腦疾患(腦出血、腦軟化等)ヲ起シテ卒倒シタルモノト認ムベシ
- 三。被告ハ齡正ニ七十歳ニシテ齒牙皆無、視力減弱、瞳孔ノ縮小、其對光反應ノ缺無、脊柱ノ彎曲、手指ノ微細振顫、老人環、重聽、食氣亢進、頭痛、眩暈等ノ顯著ナル老衰徵候ヲ有ス
- 四。被告ノ感情ハ不定ニシテ動キ易ク意識稍濁濁シテ判斷辨別ノ力衰弱セリ
- 五。記憶障礙中殊ニ近事ノ記憶ハ障礙ヲ被ムリ被告ハ健忘性ニシテ注意力モ減弱シ計算能力モ滯滞シ且ツ不確ナリ
- 六。被告ハ人物ヲ誤認シ自他用具ノ區別ヲ誤リ人ニ偽ラレ易クマタ食慾亢進シテ數食スルモ飽カズト云フ
- 七。意志及ビ行爲ハ薄弱ニシテ努力心ニ乏シク且ツ一定ノ目的ヲ以テ活動セントスル能力稍貧弱ナリ

以上ノ諸症ハ生理的老衰ノ區域ヲ越エタルモノニシテ其性格ニ變化ヲ呈シ頭部顔面ニ畸形ヲ表示セルハ身體及ビ腦髓ニ退行變質アルヲ徵スベク精神障礙中殊ニ近事ヲ健忘シ叡智缺乏シテ判斷辨別ノ力衰へ人物ヲ誤認シ自他所有物ノ區別ヲ誤リ道德觀念弛解シテ風儀法律等ニ抵觸スルガ如キハ精神病學ニ所謂老老狂ノ徵候ニシテ此病ハ多クハ六十歳以後ニ發スル疾患ナリ故ニ余等ハ斷言ス被告八〇秀〇ハ精神病ニ罹リタルモノナリ

果シテ然ラバ被告八〇秀〇ノ犯罪行爲ハ此精神狀態ト如何ナル關係ヲ有スルヤト云フニ余等ヲ以テ是ヲ觀レバ被告八〇秀〇ノ竊盜行爲ハ全然精神障礙中ニナセル行爲ナリト斷定スベキモノト信ズ蓋シ老老狂ノ主ナル症狀ハ自恣、吝嗇、不信用、竊盜行爲、刺戟性、判斷缺乏、健忘、頭痛、眩暈、卒中様發作、睡眠不足乃至嗜眠、食慾亢進等ニシテ而モ其進行スルコト極メテ緩慢ニシテ時トシテハ又全ク是等諸症未ダ顯著ナラザルニ早ク既ニ道德上ノ缺陷ヲ呈シ風儀ニ抵觸シ専門家ニアラザルモノヲシテ轉タ其性格ノ變化ニ一驚ヲ喫セシムルコト稀ナラズ又精神病者中竊盜行爲ヲナスモノハ白癡者麻痺狂者ニ次ギテハ老老狂者ヲ多數ナリトシ其動機タルヤ食慾、誇大妄想或ハ色慾、蒐集慾、裝飾心、判斷衰弱、錯亂等種々アリト雖モ被告八〇秀〇ノ竊盜ヲ爲スニ至リシ動機ヲ案スルニ彼ハ壯年時ニ〇〇侯ニ仕ヘテ祿三百石ヲ賜ハリ師範ヨリ五十俵其他弟子ヨリ若干ヲ貰ヒタルモ明治五年ニ至リ總テ其祿ヲ失ヒ開拓事業ヲ企圖シテ失敗ニ終リ〇〇侯ノ夜番役トナリシモ老衰ノ結果役ニ堪エズトテ放逐セラレ他人又ハ懇親者ヨリ僞ハラレテ貯金ヲ失ヒ道具類ヲ横奪セラレ身ハ頼ル處ナクシテ僅カニ他人ナル車挽ノ家ニ

雨露ヲ凌ギ用ナキニ諸所ヲ徘徊シテ二日位歸リ來ラズト云ヒ或ハ東京ト云フ地ハ人情ノ薄キ酷ナ處ダト感ジ終ニ窃盜行爲ヲ敢テスルニ至リシ云々ノ證人、參考人及ヒ自身ノ言明ヨリ推考スレバ被告ハ意識渾濁判斷衰弱等ノ疾病的障礙アリシ上ニ自己放浪ノ境遇上遂ニ自己ノ性慾ニ使役セラレ年齒ニモ似ゲナキ犯罪ヲ爲スニ至リシモノト論斷スルニ憚ラザルナリ何トナレバ窃盜數犯中ニモ自ラ惡事ヲ遂行シタルヲ悔ヒ或ハ自ラ品物ヲ歩ヲ運ビテ被害者ニ返付シ或ハ其物ヲ返ヘサントシタルモ道ト家トヲ忘レテ其意ヲ果スニ由ナク偶々店頭ニアリシ商品ヲ竊マントスル際其家人ニ見付ケラレテ拘禁ノ身トナルニ至レリト云フヲ以テ彼レガ心事ト其精神衰弱ノ一般ヲ窺フニ足ルベケレハナリサレバ彼ガ精神衰弱ハ未ダ全ク惡事ヲ悔ヒ得ザル程ニハアラザルモ而モ之ヲ悔キナガラ之ヲ止ムル迄ノ辨別意志ナキナリ彼ハ未ダ全ク自他ノ物ヲ辨ジ得ザル程ニアラザルモ(其盜品ヲ一定ノ場所ニ隱蔽シ保存セリ)智力ヲ以テ是非ヲ明知シ且之ニヨリテ自己ノ言行ヲ統御スルコト能ハザルナリ

- 一、被告八〇秀〇ハ精神病者ナリ
- 二、被告八〇秀〇ハ老耄狂ト稱スル精神病ニ罹ルモノニシテ知覺精神喪失ノ狀態ニアルモノトス
- 三、被告ノ本件窃盜行爲ハ知覺精神喪失ノ結果ナリ

東京市小石川區關口臺町二十一番地

明治四十年三月十日

醫學博士 吳

秀 三

東京市麴町區内幸町三番地

醫學士 山口 高三 郎

右被告ハ知覺精神喪失者トシテ明治四十年三月三十日不論罪ノ宣告ヲ受ケタリ

精神病鑑定例 第三集終

精神病鑑定例第三集

明治四十二年一月六日印刷

明治四十二年一月十一日發行

定價金八拾錢

著者

吳秀三
東京市小石川區關口壺町二十一番地

三島

發行者

田中增藏
東京市本郷區龍岡町三十四番地

藏

印刷者

今井甚太郎
東京市本郷區駒込千駄木林町百七十二番地

郎

印刷所

杏林舍
東京市本郷區駒込千駄木林町百七十二番地

杏林舍

(電話下谷二七四五番)



發行所

東京市本郷區龍岡町三十四番地
振替貯金口座東京四一八番

吐鳳堂書

(電話下谷一六七三番)



醫學博士 吳秀三先生編述

精神病診察法

全一冊

言文一致體紙數二百餘頁
精巧圖畫十八個表一枚
正價金 壹圓貳拾錢
郵税金 四錢

精神ノ状態ヲ診斷シテ、其健康ナルト、病的ナルトヲ、斷定スルコトハ、實際醫家ニ在リテ、緊要ノ事アリテモ、精神病ノ治療及ビ看護ニ際シテ、精神診察ノ必須ナルコトハ、言ヲ待タズ、其他ノ場合ニテモ、精神病ノ健康ヲ維持スルコトハ、實際上ノ要項タルコトハ、研究又ハハ處置スルコトハ、而シテ獨リ醫家ノミナラズ、教育家、法律家、司獄官等、荷モ人體ヲソノ對象トシテ、規範的ノ方則ニ從フニアラザレバ、精神ノ健康ヲ診察スルコトハ、大難事ニ屬シ、科學的ノ主義ニ據リ、獨リ精神病ノコトニミテ、然レドモ、精神ノ健康ヲ診察スルカラズ、此書題シテ精神科診察法ト曰フト雖モ、獨リ精神病ノコトニミテ、然レドモ、精神ノ健康ヲ診察スルカラズ、法律家及ビ司獄官等ニハ必讀ノ良參考書タルベシ、新刊成ルニ際シテ、謹デコレヲ江湖ノ諸家ニ推獎ス、尚ホ本書ハ吳博士新著ノ精神病臨牀檢診録ト相須ツテ、斯學者ノ座右ニ缺グベカラザルモノトス

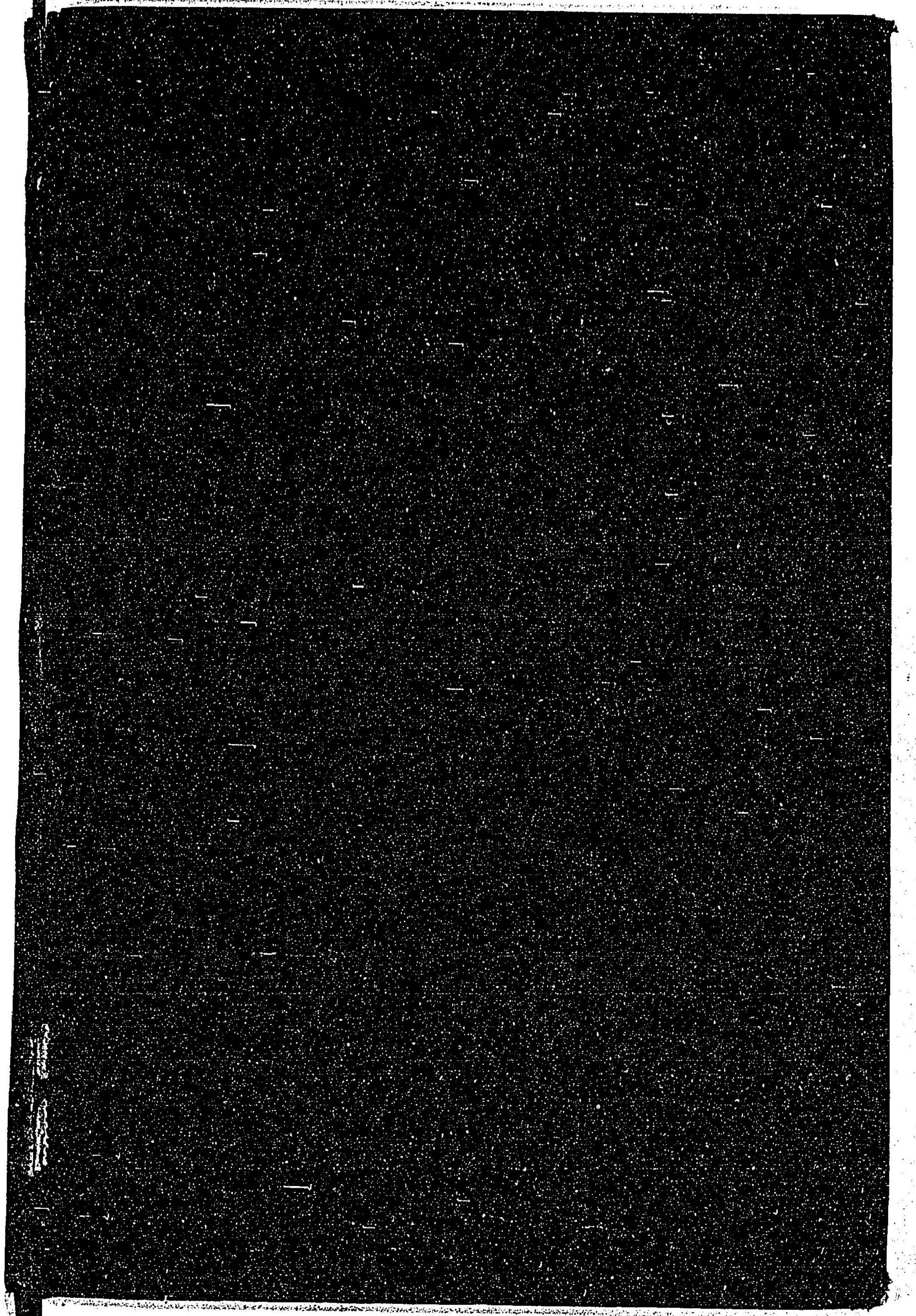
臨牀鑑 精神病檢診録

全一冊

正價金 貳拾五錢
郵税金 貳錢

右ハ精神病ニ關シテ臨牀的又ハ裁判的檢診ヲナスニ際シテ、手控トシテ使用シ、又直ニ病牀日誌ニ代用スベキモノニシテ、我東京帝國大學醫科大學精神學教室ニ於テモ、既ニ十數年來採用セラレタルヲ今日吳博士ガ訂正増補セラレ且ツ診察ノ際患者ニ尋問スベキ各項ヲ精神諸方面ニ關シテ蒐集セラレタル表十餘箇ヲ添附シアレバ、實地醫家ガ病家又ハ法廷ニ攜帶シ之ニ頼リテ、一々檢診ヲ遂グルノ便利ヲ與フベシ

61
27



61
27

(M)

